

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 9 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03260

研究課題名(和文) アジア諸国の親子法にみる「子の最善の利益」概念の再考

研究課題名(英文) Reconsideration of 'the Best Interest of the Child' principle in Asia

研究代表者

伊藤 弘子 (ITO, HIROKO)

名古屋大学・法学研究科・特任准教授

研究者番号：90340364

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：「基本的人権」や「子の最善の利益」等の概念を用いて国際条約や各国国内法は拡充されているが、このような理念の具現化のプロセスや現状は国により異なるのではないかとこの前提に立ち、「子の最善の利益」の実現のために、アジアの各国がどのように法整備を進めているのかについて特に親権・監護権に関わる法制を旧英諸国4カ国を中心として比較し、その背景である社会・文化の異同に着目しつつ比較考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

当初研究対象予定国であった(1)旧インド帝国のインドとバングラデシュ、(2)英領マラヤのマレーシアおよびシンガポールについて、英法を基礎とする一般法と、非西欧法で植民地支配以前から行われてきた固有法(パーソナル・ロー)の中でもヒन्दゥー教徒法およびムスリム法の親権・監護権に関わる法制における「子の最善の利益」について、日本を含む各国の研究者・実務家と連携し調査し、いずれも日本で公開制の国際会議・セミナーを開催し、成果物の公表を商業誌において行なった。

研究成果の概要(英文)：'Human Rights' and 'the Best Interest of the Child' are universal principles and they are embodied by international treaties and domestic laws. However, the process and the present situation could be different in every country. This research aims to find such similarities and differences regarding on parenthood, custody and guardianship in Asian countries, namely the former English colonies: India, Bangladesh, Singapore and Malaysia.

研究分野：アジア諸国の人的不統一法域における家族関係法の研究

キーワード：人的不統一法域 法多元性 子どもの権利保護法制 アジア

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

グローバル化と法のあり方、トランスナショナルな法制度の構築等の議論が盛んに行われるが、契約成立を中心とする共通の目的を持つ当事者間の関係を規律するビジネス関連法と異なり、日常生活と親族の過去・現在・未来を通じた継続的な繋がりを基礎とする家族関係に関わる分野は、宗教や民族的アイデンティティと密接に関連し、グローバルな法統一になじまない。各国の家族法紹介や法人類学および法社会学的見地からの分析は、一定の範囲で蓄積が認められるようになったが、先行研究の多くは欧米諸国と中国・日本・韓国を主たる対象としており、日本国内での民放解釈・立法論としての議論と同様に、より先進的な欧米の制度を導入すべきか否かの検討に重点を置き、「親権」概念は過去のものとする認識を前提としてきた。これに対してアジア諸国では、未だ「親権」概念を用いることも多く、家族観や子どもの権利保護の法制はかならずしも欧米と同一の方向に発展しているとは言えない。

2. 研究の目的

アジアの四カ国について、子の親権・監護権に関する法制につき以下の点から比較検討することにより、グローバル社会における「子の最善の利益」概念を再検討することを目的とした。

- (1) 英法の移植を受け、共通する固有法を有する南アジアと東南アジアの親子法の現状を検討する。南アジアはヒンドゥー教徒イスラーム法の影響が強いインドとバングラデシュ、東アジアは儒教、イスラーム教とヒンドゥー教の影響があるシンガポールとマレーシアを主たる対象とする。
- (2) 監護・後見に関わる法の多元性の比較検討を対象とすることにより、宗教法や慣習法を中心とする固有法の現代化と各国が理想とする親子・家族像と法的保護の異同を明らかにする。

3. 研究の方法

[平成 28 年度]

- ① 南アジアの親子法調査 インドのムンバイ（インド工科大学ボンベイ校の Partthasarathy 教授およびナリ・グルサハニ法学校の Nilima Chandiramani 学長、教授）およびデリー（国立法科大学デリー校）において家族関係、子どもの保護の専門家からの聞き取り調査および資料収集を行なった。またシンガポール大学での資料収集およびイギリスのクイーン・メアリー大学の Prakash Shah 教授との情報交換も行なった。
- ② シンガポールの親子法調査 シンガポール国立大学の Leong Wai Kum 教授および Wing Cheong Chan 准教授と面談し、聞き取り調査および情報交換をした。Chan 准教授とはシンポジウムの打ち合わせも行なった。
- ③ マレーシアの親子法調査 マラヤ大学の Mogana Subramaniam 准教授を所属先である名古屋大学法政国際教育研究センターの外国人研究員として招聘し、マレーシアの家族法における子の最善の利益につき共同研究を実施した。
- ④ 国際シンポジウムの開催 シンガポール国立大学の Chan 准教授、マラヤ大学の Mogana Subramaniam 准教授およびインドネシア・イスラミック大学の Euis Nurlaewati 准教授を招聘し、日本人の共同研究者（小川富之・福岡大学教授、大川謙蔵・摂南大学助教、清末愛砂・室蘭工業大学准教授、立石直子・岐阜大学准教授、梅澤彩・熊本大学・准教授、李妍淑・北海道大学講師、望月彬史弁護士）と共に、平成 29 年 2 月に離婚後の親権・監護法制に関する国際シンポジウムを開催した。インドネシア、シンガポール、マレーシアにおける「親権」「監護権」の概念の異同を明らかにした。
- ⑤ フィリピン親子法調査 ラ・サール・リバ大学の Emirio Enginco 学部長・教授およびフィリピン大学ディリマン校の Elizabeth Aguilin-Pangalangan 教授から家族関係法に関する聞き取りを行い、両大学において資料収集をした。フィリピンは、アジアの中でも日本人との国際結婚・親子関係が多く問題となる国である。

[平成 29 年度]

- ① 比較法的視点からみた日本の親子法に関する情報発信 7月にオランダで開催された World Conference of the International Society of Family Law で日本の親子関係法における子の最善の保護について報告をした。中国、南アフリカ、オランダ、ドイツ等の家族法・子ども法専門家と情報交換をした。
- ② 南アジアの親子法の共同研究および情報発信 インドおよびバングラデシュの家族法専門家との情報交換、インドのナリ・グルサハニ法学校において日本およびインドの家族法における子の最善の利益保護について講演と専門家との情報交換を行なった。スリランカの家族法専門家とも連携し、情報交換を行なった。

- ③ シンガポールおよびマレーシア法の共同研究 シンガポール国立大学を訪問し、Leon Wai Kum 教授およびWing Cheon Chan 准教授からの聞き取り調査とシンガポール大学における情報収集。Chan 准教授の協力で、シンガポールにおける要保護児童の保護システムに関するフィールド・リサーチを12月に実施。子ども保護の措置の判断をするMinistry of Social and Family Development を訪問し、Child Protection Service 局と関連施設における聞き取り調査、Youth Court における手続の傍聴と裁判官との質疑応答を行なった。この成果は、④のシンポジウムにおいて共同研究者（清末愛砂氏）がシンガポール法報告担当し公表している。
- ④ 要保護児童の保護法制に関する国際シンポジウム 前年度の国際会議で明らかになった親権・監護権と子の最善の保護に関する共同研究を基礎として、要保護児童の保護法制における「親権剥奪・制限」「後見」「監護」につき中国、韓国、フィリピン、南アフリカおよび日本につき公法（刑法）社会保障法、私法（民法）のそれぞれから子どもの最善の利益のための保護システムをとりあげた。

[平成30年度]

- ① バングラデシュ家族法の共同研究と情報発信 1月に、ダッカ大学のShahnaz Huda 教授を2週間招聘し、家族法、子ども保護システムに関する連続セミナーと国際シンポジウムを開催した。シンポジウムは、1日目は女兒の保護法制、2日目は成人女性の保護法制として、ジェンダー、地域研究、法学、開発学の専門家が集結し、実施された。
- ② 南アフリカ家族法の共同研究と情報発信 イギリスと並び、アジア地域に植民地支配を通じて多大な影響を与えたオランダのインドネシア法制への影響と比較するため、旧オランダ植民地の南アフリカ共和国の子ども保護、女性保護に関する法制について、ヨハネスブルク大学のAmanda Boniface 准教授を招聘し、連続セミナーを開催し、公開した。
- ③ シンガポール家族法の共同研究 シンガポール国立大学のWing Cheong Chan 准教授を名古屋大学法政国際教育研究センターの外国人研究員として招聘し、シンガポールにおける子の最善の利益につき共同研究を実施した。
- ④ その他のアジア各国の専門家との連携 引き続き、インド、マレーシア、フィリピン、インドネシア等の専門家と連携し、情報交換を行なった。

4. 研究成果

- (1) 国際会議・シンポジウム・セミナー 研究初年度に離婚後の親権・監護権、2年目に要保護児童の保護法制、3年目にバングラデシュの女兒の権利保護について、内外の研究者および実務家と連携した共同研究、国際会議開催や会議開催報告の出版等の情報発信を行ってきた。
- (2) 関係諸国の専門家と共同研究の成果として、それぞれに自国家族法概説の執筆を依頼し、その翻訳を商業誌において継続して行っている。単なる執筆依頼ではなく、日本の読者に必要な法律情報を盛り込むことを依頼し、必要に応じて訳注として補足的情報も加えている。本研究の対象であるインドは翻訳を雑誌「戸籍時報」に現在連載中であり、シンガポールは令和元年（2019年）から連載開始予定、バングラデシュは令和2年から連載開始予定となっている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 5 件)

- 「アジア諸国の親子関係における子の最善の利益に関する国際会議第1回離婚後の親権者・監護権者決定」平成29年10月 戸籍時報759号2-13頁。
- 「アジア諸国の親子関係における子の最善の利益に関する国際会議第2回要保護児童の保護法制」平成30年5月 戸籍時報768号2-11頁。
- 「インドにおける法多元性と法の抵触」平成30年6月国際私法学会年報19 82-108頁、167-168頁。
- 「南アジア家族法におけるジェンダーに関する国際シンポジウムおよびセミナー」平成31年3月 戸籍時報782号30-41頁。
- 「インド家族法（2017-18年版）」平成31年3月 戸籍時報第779号14-18頁。

[学会発表] (計 5 件)

- 「準拠法たる外国法の内容の特定—不統一法国法と『その国の規則』」国際私法学会平成28年6月
- 「多元的法秩序と家族関係」分科会「国際社会における法規範の多元性」国際法学会平成28年9月

- Legal Plurality in Asian Family Law- Potentiality of Future Unification 「ASEAN と地域法教育への展望」名古屋大学法政国際教育協力研究センター 平成 28 年 12 月
- The Recent Japanese Situation on Parenthood-Adherence to the Tradition or the World Standard- 平成 29 年 7 月 The 16th World Conference of the International Society of Family Law
- 「インド家族法における近年のインパクトー代理母と同性婚をめぐるー」INDAS 平成 29 年度南アジアセミナー (NIHU プログラム「南アジア地域研究」主催) 平成 29 年 9 月

〔図書〕 (計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

<https://gaikokuho.org/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤 弘子 (HIROKO ITO)

名古屋大学大学院法学研究科 特任准教授 9 0 3 4 0 3 6 4

(2) 研究分担者 なし

(3) 研究協力者

①小川 富之 (TOMIYUKI OGAWA)

福岡大学法学部 教授 2 0 2 2 1 8 4 8

②大川 謙蔵 (KENZO OKAWA)

摂南大学法学部 専任講師 4 0 5 8 2 7 7 1

③清末 愛砂 (AISA KIYOSUE)

室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授 0 0 4 3 2 4 2 7

④立石 直子 (NAOKO TATEISHI)

岐阜大学地域科学部 准教授 0 0 3 6 9 6 1 2

⑤李 妍淑 (Li Yanshu)

北海道大学学内共同利用施設等 研究員 9 0 6 3 5 1 2 9

⑥梅澤 綾 (AYA UMEZAWA)

熊本大学大学院法曹養成研究科 准教授 9 0 4 5 4 3 4 7

⑦望月 彬史 (AKIFUMI MOCHIZUKI)

渥美利之法律事務所 弁護士

⑧Chandiramani, Nilima, Nari Gursahani Law College, Principal (インド ムンバイ)

⑨Chan, Wing Cheong, National University of Singapore, Faculty of Law, Associate Professor (シンガポール)

⑩Subramaniam, Mogana, Malaya University, Faculty of Law, Associate Professor, クアラルンプール, マレーシア)

⑪Huda, Shahnaz, Dhaka University, Faculty of Law, Professor (ダッカ, バングラデシュ)

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。